

日EU経済連携協定（EPA）について

2018年7月

鯖江商工会議所

日EU経済連携協定の署名

- 日本と欧州連合（EU）の首脳が7月17日、日EU経済連携協定に署名。
- 我が国は秋の臨時国会において協定の承認及び関連法案の可決・成立を目指す。
- 欧州側は、既に欧州理事会が協定を承認したので、今後は、欧州議会における承認を目指す。
- 投資保護規律と投資紛争解決手続について協定全体の交渉から分離し別途協議を継続することとし、両分野を除いた内容で合意したため、EU加盟各国・地域の議会承認手続が不要になった。
- 日本及びEUの双方が国内手続の完了を相互に通知した日の翌々月の1日に発効。
- 我が国とEUは、英国がEUから離脱する2019年3月29日までの発効を目指す。
- 日本語及び英語を含むEUの23の公用語の全てが正文。

【欧州連合加盟国（28か国）】

オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スウェーデン、英国

日EU経済連携協定の概要

日EU経済連携協定の主な内容

- 我が国の関税撤廃率は、約94%（農林水産品：約82%、工業品：100%）（品目数ベース）。工業製品の関税の協定発効時における即時撤廃率は96.2%。
- EU側の関税撤廃率は約99%（品目数ベース）。工業製品は100%の関税撤廃を達成（協定発効時における即時撤廃率は81.7%）。
- 米については、日本、EUともに関税削減・撤廃等の対象から除外。
- EUは牛肉、茶、水産物等の輸出重点品目を含め、ほぼ全ての品目で関税撤廃（ほとんどが協定発効時に即時撤廃）。
- 農産品や酒類（日本酒等）に関する地理的表示（GI）の保護を確保。県内では「若狭小浜小鯛ささ漬」が対象。
- EUは乗用車の関税（現行10%）を8年目に撤廃。
- 原産地規則に関し、原産品の累積及び生産行為の累積が可能な完全累積制度を採用。
- 原産地証明制度に関し自己申告制度を採用。輸出者または生産者が作成する原産地申告書、または輸入者の知識に基づく申告により産品が原産品であることを証明。
- 締約国の法令に従い、電子的な様式を含む書面による要請がある場合、税関当局を通じ、申請者に対し物品の関税分類、物品の原産性、その他関税評価等について事前教示を実施。
- 投資保護規律と投資紛争解決手続の扱いについては引き続き協議。
- 各締約国は、自国の法令において、営業秘密を十分かつ効果的に保護することを確保・維持。
- それぞれの法令に従い電子商取引の利用者の個人情報を守るための措置を採用・維持することの重要性を認識。
- 日本、EUともに本協定に関する情報を掲載するウェブサイトを開設し、中小企業が他方の市場に参入するために必要な情報を提供。

市場アクセス分野における日本の約束

品目	約束の内容
チョコレート (砂糖を加えたもの)	関税率を23.8%から毎年均等に削減し、11年目に関税を撤廃。
スパゲティ/マカロニ	関税額を30円/kgから毎年均等に削減し、11年目に関税を撤廃。
ピザ (冷蔵又は冷凍)	関税率を24%から毎年均等に削減し、9年目に関税を撤廃。
クッキー (砂糖を加えたもの)	関税率を15%から毎年均等に削減し、6年目に関税を撤廃。
クッキー (その他)	関税率を13%から毎年均等に削減し、6年目に関税を撤廃。
ワイン	協定発効時に関税 (15%又は125円/ℓのうちいずれか低い税率。但しその税率が67円/ℓを下回る場合は67円/ℓ) を即時撤廃。
革製ハンドバッグ	関税率を10%から毎年均等に削減し、11年目に関税を撤廃。
絹製ネクタイ	協定発効時に関税 (13.4%) を即時撤廃。
眼鏡フレーム (プラスチック)	協定発効時に関税 (4.7%) を即時撤廃。
眼鏡フレームの部分品	協定発効時に関税 (4.7%) を即時撤廃。
サングラス	協定発効時に関税 (5.3%) を即時撤廃。

市場アクセス分野におけるEUの約束

品目	HSコード	実行税率	EPA税率
清酒	2206.0059	€7.7/100ℓ	即時撤廃
漆塗り食卓用品（木製）	4419.1900	0	即時撤廃
レース（機械製）	5804.2100	8%	即時撤廃
ニットのポロシャツ	6105.2010	12%	即時撤廃
ストッキング、ソックスなど（合繊製）	6111.3090	12%	即時撤廃
テーブルナイフ	8211.91	8.5%	即時撤廃
包丁	8211.92	8.5%	6年目撤廃
エアバッグ	8708.9510	3%	4年目撤廃
眼鏡用レンズ（ガラス製）	9001.40	2.9%	即時撤廃
眼鏡用レンズ（その他材料製）	9001.50	2.9%	即時撤廃
眼鏡フレーム（プラスチック製）	9003.1100	2.2%	即時撤廃
眼鏡フレーム（金属製）	9003.1900	2.2%	即時撤廃
サングラス（プラスチック製レンズ）	9004.1091	2.9%	即時撤廃
視力矯正用眼鏡（ガラス製レンズ）	9004.9090	2.9%	即時撤廃

自然人の入国及び一時的な入国 ①

	EU各国共通の滞在可能期間	左欄の内容に適合しない措置
設立目的の商用訪問者	連続する6か月の内で90日以内	<ul style="list-style-type: none"> ● オーストリア、チェコ 非営利法人を除き、企業に雇用されている者に限る。 ● キプロス、英国 連続する12か月の内で90日以内。非営利法人を除き、企業に雇用されている者に限る。 ● スロバキア 非営利法人を除き、企業に雇用されている者に限る。労働許可が必要で、経済需要調査（ENT）に基づき認可。
企業内転勤者	3年以内 (EU及び加盟国の裁量で延長可能)	<ul style="list-style-type: none"> ● オーストリア、チェコ、スロバキア、英国 非営利法人を除き、企業に雇用されている者に限る。 ● ブルガリア ブルガリア企業に雇用される外国人は、同じ企業に雇用されるEU市民の年間平均の10%を超えてはならない。従業員数が100人以下の場合は許認可の対象。 ● キプロス キプロス企業に雇用される外国人は同じ企業に雇用されるEU市民の年間平均の10%を超えてはならない。中小企業の場合は許認可の対象。 ● フィンランド 上級社員の場合は、非営利法人を除き、企業に雇用されている者に限る。 ● ハンガリー 企業のパートナーの企業内転勤は認めない。 ● リトアニア 滞在可能期間は3年間（延長不可）。

自然人の入国及び一時的な入国 ②

○ 「設立を目的とした商用訪問者」の定義

設立を目的とした商用訪問者とは、上級の地位において就労する一方の締約国の自然人であって、企業の設立に責任を有するが、サービスを提供せず、設立のために必要な経済活動以外の経済活動に従事せず、及び他方の締約国において報酬を受けないものをいう。

○ 「企業内転勤者」の定義

日本またはEUの法人に雇用されており、または当該法人の社員である自然人（他方の締約国への入国及び他方の締約国における一時的な滞在に係る申請を行った日の直前の一年以上の期間にわたり、当該法人に雇用されており、又は当該法人の社員であるものに限る。）であって、当該法人と同一の集団の一部（当該法人の代表事務所、子会社、支店及び本社を含む。）を構成する他方の締約国の領域にある企業に一時的に転任するものをいう。

ただし、次の要件を満たすことを条件とする。

① 経営者

上級の地位において就労する者であって、主として、取締役会または事業に係る株主若しくはこれに相当するものから一般的な監督又は指示を受けつつ、当該企業の経営についての指示を主として行うもの。

当該者は、少なくとも次のいずれかの活動を行う。

- 当該企業又はその一部門に対して指示すること。
- 監督的、専門的又は管理的立場にある他の被用者の業務について監督し、及び管理すること。
- 採用及び解雇を独自に行う権限を有し、又は採用、解雇その他の人事に関連する行為についての勧告を独自に行う権限を有すること。

自然人の入国及び一時的な入国 ③

○ 「企業内転勤者」の定義（続き）

② 専門家

当該企業の生産、研究設備、技術、工程、手続又は経営に不可欠な専門的な知識を有する者

欧州連合については、②に規定する知識を評価するに当たり、当該企業に特有の事情に関する知識を考慮するのみならず、特定の技術的知識を必要とする種類の業務又は取引に関し 当該自然人が高度の水準の資格（認定制の職業の資格を含む。）を有しているかどうかについても考慮すること。

○ 短期商用訪問者

短期商用訪問者は、次の条件に従わなければならない。

- 一般公衆に対する物品の販売又はサービスの提供に従事しないこと。
- 一時的に滞在する締約国内から自己のために報酬を受けないこと。
- 一時的に滞在する締約国の領域において企業を設立していない法人と当該締約国の消費者との間で締結された契約の枠組みの下でサービスの提供に従事しないこと。ただし、附属書8-B附属書Ⅲに別段の定めがある場合は、この限りでない。

自然人の入国及び一時的な入国 ④

EU域内で短期商用訪問者が許容される活動

会議・相談	会議や協議会への参加、同僚との相談
調査・設計	技術的、科学的及び統計的な独立した調査若しくは日本企業のための調査
市場調査	日本国内に所在する企業のための市場調査及び分析
研修セミナー	観察、習熟及び教室内での授業を条件に、EU域内の企業や団体が利用する技術や実務に関する研修を受けるためにEU域内に入る
見本市・展示会	企業、企業の製品・サービスを宣伝するために見本市や展示会に参加する
販売	サービスや商品の供給者が注文を取る、交渉する、または契約するため短期的に滞在する。一般市民に直接サービスや商品を販売することはしない。
調達	バイヤーが企業や経営幹部のために物品やサービスを調達する。
販売後・リース後サービス	機械設置、修理、保守を担当する社員や管理者が契約や製品の品質保証書に基づきサービスの提供や研修のために一時的に入国する。
商取引	管理職や金融サービス関係者が日本に所在する企業のために商取引を行う。
観光業務	旅行代理店、旅行ガイド、ツアーオペレーターとして会議に参加、もしくは日本からのツアーに同行する。
翻訳・通訳	日本国内に所在する企業の会社員として翻訳や通訳を行う。

自然人の入国及び一時的な入国 ⑤

	EU各国共通の滞在可能期間	左欄の内容に適合しない措置
短期商用訪問者	連続する6か月の内で90日以内	<p>[前頁の表内の活動]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 英国 短期商用訪問者のカテゴリーを認めない。 ● キプロス、デンマーク、クロアチア 経済需要調査と労働許可が必要。 <p>[見本市・展示会]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● オーストリア 7日間以上滞在する場合は、経済需要調査に基づく労働許可が必要。 <p>[販売後サービス/リース後サービス]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● オーストリア 経済需要調査と労働許可が必要。 ● チェコ 滞在が7日間を超える場合は労働許可が必要。 ● フィンランド 活動内容により居留許可が必要。 ● スウェーデン 研修への参加、納品や緊急な機械の修理などを除き、労働許可が必要。 <p>[商取引]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● オーストリア 経済需要調査と労働許可が必要。 <p>[翻訳・通訳]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● オーストリア 経済需要調査と労働許可が必要。 ● キプロス、ポーランド 約束しない。

原産地規則

原産地規則は、経済連携協定に基づく関税の減免の対象となる原産品であるか否かを決定する規則。

眼鏡用レンズ（ガラス製）

第9001.40号の製品への他の項の材料からの変更、

または、

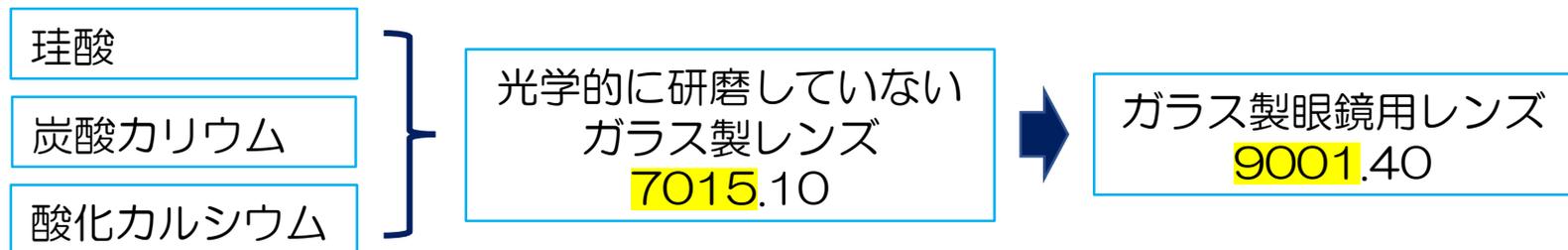
- (a) 非原産材料の最大割合（MaxNOM方式）が工場出し価額の50%以下、もしくは
- (b) 控除方式の域内原産割合が55%以上。

【関税分類変更基準】

ガラス製の眼鏡用レンズの生産に非原産材料が用いられる場合、その非原産材料の関税分類番号とガラス製の眼鏡用レンズの関税分類番号が4桁レベルで変更していることが日本原産となる条件。

珪酸などの原材料を用いて生産された非原産の「光学的に研磨していないガラス製レンズ（関税分類番号：7015.10）」と、それを国内で光学的に研磨した「眼鏡用レンズ（関税分類番号：9001.40）」との間で関税分類番号の変更（4桁レベル）が生じるので、この眼鏡用レンズは「日本原産」となる。

なお、「光学的に研磨していないガラス製レンズ」がEU加盟国で生産され、日EU・EPAの原産地規則を満たす「EU原産品」である場合、「累積（第3.5条）」の規定により、この「光学的に研磨していないガラス製レンズ」を「日本原産」として扱うことができる。



眼鏡用レンズ（その他材料製）

第9001.50号の製品への他の項の材料からの変更、

または、

生産において次のいずれかの工程が行われること

- (a) 屈折補正用度数を有する完成品である眼科用のレンズ（眼鏡に取り付けるためのもの）とするための半製品であるレンズの研磨加工、もしくは
- (b) 視野を改善し、及び着用者の保護を確保するための適切な処理を通じたレンズのコーティング

または、

- (a) 非原産材料の最大割合（MaxNOM方式）が工場出し価額の50%以下、もしくは
- (b) 控除方式の域内原産割合が55%以上。

【関税分類変更基準】

プラスチック製レンズの場合、生産に用いられる非原産材料の関税分類と完成品のプラスチック製レンズの関税分類が4桁レベルで変更していることが日本原産となる条件。



【加工工程基準】

非原産の半製品のレンズを日本国内で研磨加工し屈折補正用度数を有するレンズに加工する、もしくは、非原産のレンズにコーティングを施し視野の改善と着用者の保護を確保する加工を行うことが日本原産となる条件。

眼鏡フレームの部分品

第9003.90号の製品への他の項の材料からの変更、

または、

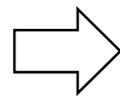
- (a) 非原産材料の最大割合（MaxNOM方式）が工場出し価額の50%以下、もしくは
- (b) 控除方式の域内原産割合が55%以上。

【関税分類変更基準】

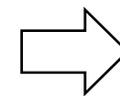
眼鏡フレームの部分品の生産に用いられる非原産材料の関税分類番号と眼鏡フレームの部分品の関税分類番号が4桁レベルで変更していることが「日本原産」となる条件。

チタン合金等の部分品の材料の関税分類番号とテンプル等の部分品の関税分類番号は4桁レベルで変更するので「日本原産」となる。

チタン鉱石
2614

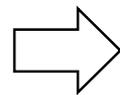


チタン合金
8108

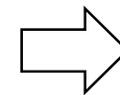


テンプル
9003.90

化学木材パルプ
4702



プラスチックの板
3920



リム
9003.90

眼鏡フレームの部分品の生産に用いられる材料が、EU加盟国で生産され、日EU・EPAの原産地規則を満たすEU原産品であれば、「累積（第3.5条）」の規定により、その材料を日本原産品として扱うことができる。

財務省関税局の分類例規では、サイドピース、サイドピースのしん、丁番またはジョイント、眼鏡の縁、ブリッジ、鼻あて、鼻眼鏡用のばね機構、長柄眼鏡の柄等は「眼鏡のフレームの部分品」に分類されるが、卑金属製のねじ、鎖（固定装置を有しないもの）及びばねは、フレームの部分品には属さない。

眼鏡フレーム ①

第9003.11号から第9003.19号までの各号の産品への他の項の材料からの変更、
または、

- (a) 非原産材料の最大割合（MaxNOM方式）が、工場出し価額（EXW/Ex-Works）の50%以下、もしくは
- (b) 域内原産割合が控除方式で55%以上。

【関税分類変更基準】

眼鏡フレームの生産に用いられる非原産の眼鏡フレームの部分品の関税分類番号が眼鏡フレームの関税分類番号と4桁レベルで変更することが日本原産となる条件だが、眼鏡フレームの部分品の関税分類と眼鏡フレームの関税分類は4桁レベルで同一であり変更が生じない。従って、眼鏡フレームの生産に用いられる眼鏡フレームの部分品は日EU・EPAの原産地規則を満たす「日本原産品」でなければならない。

非原産の眼鏡フレームの部分品にメッキ加工を施しても関税分類番号は9003.90で変わらない。
（メッキ加工は「実質的な変更を加える加工」に当たらない）

EU加盟国で生産され、日EU・EPAの原産地規則を満たす「EU原産」の眼鏡フレームの部分品を日本国内で眼鏡フレームの生産に用いた場合、「累積（第3.5条）」の規定により、この眼鏡フレームの部分品を日本原産として扱うことができる。

関税分類変更基準を満たせない場合には付加価値基準の(a)もしくは(b)を満たせるか検討する。

⇒ 次頁

眼鏡フレーム部分品	9003.90
-----------	---------



眼鏡フレーム（プラスチック製）	9003.11
眼鏡フレーム（その他材料製）	9003.19

眼鏡フレーム ②

【付加価値基準】

①非原産材料の価額	②原産材料の価額	③労務費	④製造経費	⑤販売促進費等	⑥利益	⑦工場から港までの輸送費等
FOB価額						
工場出し価額 (EXW/Ex-Works)						

<付加価値の計算方式及び閾値>

【非原産材料の最大限の割合 (MaxNOM方式)】

$$\text{①} \div \text{工場出し価額} \leq 50\% \quad (50\%以下であれば原産性を認める)$$

【最小限の域内原産割合 (RVC方式)】

$$(\text{FOB価額} - \text{①}) \div \text{FOB価額} \geq 55\% \quad (55\%以上であれば原産性を認める)$$

<救済規定>

「非原産材料の最大限の割合」、「最小限の域内原産割合」のいずれの条件も満たせない場合で、眼鏡フレームの生産に用いた非原産材料の価額の合計①が、FOB価額の10%以下、もしくは工場出し価額の10%以下であれば、「許容限度 (第3.6条)」の規定により、非原産材料を日本原産の材料として扱うことができる。

眼鏡・サングラス ①

第9004.10号から第9004.90号までの各号の産品への他の項の材料からの変更、

または

- (a) 非原産材料の最大割合（MaxNOM方式）が工場出し価額の50%以下、もしくは
- (b) 域内原産割合が控除方式で55%以上。

【関税分類変更基準】

眼鏡/サングラスの生産に非原産のレンズや眼鏡フレームを用いた場合、レンズ、眼鏡フレームの関税分類番号と眼鏡/サングラスの関税分類番号が4桁レベルで変更していることが「日本原産」の条件。

非原産のレンズや眼鏡フレームを用いて国内で眼鏡やサングラスを生産した場合、レンズの関税分類番号（9001）及び眼鏡フレームの関税分類番号（プラスチック製もその他材料製も9003）と眼鏡/サングラスの関税分類番号（9004）との間で変更が生じ、この眼鏡/サングラスは「日本原産」となる。

なお、眼鏡やサングラスの生産に使用するレンズや眼鏡フレームが、EU加盟国で生産され、日EU・EPAの原産地規則を満たす「EU原産」の場合には、「累積（第3.5条）」の規定により、このレンズや眼鏡フレームを日本原産として扱うことができる。

【参考】

TPP（TPP11）の原産地規則における関税分類変更基準は、眼鏡/サングラスについて、「他の類の材料からの変更」が条件であるため、眼鏡やサングラスの生産に用いられるレンズ及びフレームがTPPの原産地規則を満たす「日本原産」でなければならない。また、眼鏡フレームの原産地規則は、日EU・EPAと同じく「他の項の材料からの変更」が条件なので、眼鏡フレームの部分品もTPPの原産地規則を満たす「日本原産」でなければならない。なお、TPPも日EU・EPA同様に「累積」の規定がある（TPP締約国のみが対象）。

眼鏡・サングラス ②

【付加価値基準】

①非原産材料の価額	②原産材料の価額	③労務費	④製造経費	⑤販売促進費等	⑥利益	⑦工場から港までの輸送費等
FOB価額						
工場出し価額 (EXW/Ex-Works)						

<付加価値の計算方式と閾値>

【非原産材料の最大限の割合 (MaxNOM方式)】

$$\text{①} \div \text{工場出し価額} \leq 50\%$$

【最小限の域内原産割合 (RVC方式)】

$$(\text{FOB価額} - \text{①}) \div \text{FOB価額} \geq 55\%$$

<救済規程>

「非原産材料の最大限の割合」、「最小限の域内原産割合」のいずれの条件も満たせない場合で、眼鏡フレームの生産に使用した非原産材料の価額の合計①が、FOB価額の10%以下、もしくは工場出し価額の10%以下であれば、許容限度 (第3.6条) の規定により、非原産材料を原産材料として扱うことができる。

木製の食卓用品（漆器） ①

第4401項から第4421項までの各項の産品への他の項の材料からの変更、

または

- (a) 非原産材料の最大割合（MaxNOM方式）が工場出し価額の50%以下、もしくは
- (b) 域内原産割合が控除方式で55%以上。

【関税分類変更基準】

木製の食卓用品の生産に用いる非原産の木材の関税分類番号と完成品の木製の食卓用品の関税分類番号が4桁レベルで変更していれば、「日本原産」となる。

例えば、漆塗りのお椀の生産において、非原産の木材を用いて国内で木地を作り漆を塗る場合、材料の木材の関税分類番号（水目桜：4403.95、ケヤキ：4403.99、トチ：4403.99）と木製の食卓用品（漆塗りのもの）の関税分類番号（4419.90）が4桁レベルで変更しているので、この場合には漆塗りの食卓用品は「日本原産」となる

他方、既にお椀の形をした木製の木地を輸入し、国内で漆を塗る場合、関税分類番号は漆を塗る前後で変更しないので、関税分類変更基準では「日本原産」にならない。付加価値基準で日EU・EPAの原産地規則を満たすかどうかを検討することになる。

【付加価値基準】（次頁参照）

上記の既にお椀の形をした木地を輸入し国内で漆を塗る場合は、輸入した木地の価額を①の非原産材料の価額に算入、使用した漆などの材料費などを製造経費に算入して付加価値を計算する。

域内原産割合（控除方式）で計算する場合、輸出する産品のFOB価額から①の非原産材料の価額を引いた額をFOB価額で割った値が55%以上であれば、「日本原産」となる。

木製の食卓用品（漆器） ②

【付加価値基準】

①非原産材料の価額	②原産材料の価額	③労務費	④製造経費	⑤販売促進費等	⑥利益	⑦工場から港までの輸送費等
FOB価額						
工場出し価額（EXW/Ex-Works）						

<付加価値の計算方式と閾値>

【非原産材料の最大限の割合（MaxNOM方式）】

$$\text{①} \div \text{工場出し価額} \leq 50\%$$

【最小限の域内原産割合（RVC方式）】

$$(\text{FOB価額} - \text{①}) \div \text{FOB価額} \geq 55\%$$

<救済規程>

「非原産材料の最大割合」、「控除方式の域内原産割合」のいずれの条件も満たせない場合で、眼鏡フレームの生産に使用した非原産材料の価額の合計①が、FOB価額の10%以下、もしくは工場出し価額の10%以下であれば、許容限度（第3.6条）の規定により、非原産材料を原産材料として扱うことができる。

原産地に関する申告と 書類の保存義務

原産地に関する申告の文言（英語版）と記載内容 ①

(Period: from..... to(1))

The exporter of the products covered by this document (Exporter Reference No (2)) declares that, except where otherwise clearly indicated, these products are of ((3)) preferential origin.

(Origin criteria used(4))

.....
(Place and date(5))

.....
(Printed name of the exporter)

原産地も関する申告 (statement on origin) は、独立した文書である必要はない。インボイス上に上記の文言と内容を記載することでも良い。手書きの場合は活字体で記載すること。括弧書きの番号の記載は不要。[協定では英語、日本語を含め24か国語の文言を規定]

- (1) 期間: 同一の産品を複数回輸出する場合、1年を超えない範囲で、輸出する期間を記載する
- (2) 輸出者参照番号: 日本国の法人番号
- (3) 原産地: 「日本」であれば「Japan」、「欧州連合」であれば「EU」と記載する
- (4) 用いられた原産性の基準: 使用した1つまたは複数の基準を記載する(⇒次頁参照)
- (5) 場所及び日付: インボイス上に申告文を記載した場合、インボイスに場所及び日付の記載があれば省略できる

注: 日EU・EPAにおいて「exporter」には輸出された原産品の生産者も含まれる

原産地に関する申告の文言と記載内容 ②

- 「(4) 使用された原産性の基準 (Origin criteria used)」について
 - 原産地に関する申告の作成にあたり、輸出する製品の原産性を判断するために用いた基準（1または2以上の記号）を記載する。
 - 基準は、下記のA～E。なお、Cの品目別原産地規則を用いた場合、具体的に用いた基準/規則（1～4のうち1つ）を追記する。

A：完全生産品（協定本文 第3.2条1 (a)項）

B：原産材料のみから生産される製品（協定本文 第3.2条1 (b)項）

C：品目別原産地規則

なお、以下の品目別の基準や規則の内、実際に適用した基準や規則を追記する

1：関税分類変更基準

2：非原産材料の最大割合、または最小限の域内原産割合

3：特定の生産工程の基準

4：特定の部品に関連する生産工程を通じた自動車の品目別原産地規則（附属書3-B-1 第3節）

D：累積（協定本文 第3.5条）

E：許容限度（僅少）（協定本文 第3.6条）

原産性の判断において品目別原産地規則の控除方式の域内原産割合、累積及び許容限度を使用した場合には「C-1、D、E」と記載する。

原産地に関する申告に係る書類の保存義務

1. 輸入者

- ① 輸出者または生産者が作成した原産地に関する申告を基に特恵関税待遇を要求した場合には、輸入の日から3年間、輸出者または生産者が作成した原産地に関する申告を保存する義務がある。
- ② 自身の知識に基づき特恵関税待遇を要求した場合には、輸入の日から3年間、原産資格を満たすことを示す資料を保存する義務がある。

2. 輸出者・生産者

原産地に関する申告を作成した輸出者または生産者は、原産地に関する申告を作成した日から4年間、原産地に関する申告の写しおよび原産資格を満たすことを示す資料を保存する義務がある。

- 資料の保存：電子的な方法でも良い

輸入国税関による原産品についての確認

日本及びEUの税関当局は、輸入された産品が他方の締約国の原産品であるかどうか、または協定で定める他の要件を満たすかどうかを確認するため、輸入者に対して情報の提供を要求し確認することができる。確認は、税関への輸入申告の時、産品の引取りの前または産品の引取りの後に行うことができる。

確認の際に要求される情報には次のものが含まれる。

- ① 原産地に関する申告
- ② 産品の関税分類番号及び用いられた原産性の基準
- ③ 生産工程についての簡潔な記載
- ④ 原産性の基準が特定の生産工程に基づくものである場合には、当該生産工程についての具体的な記載
- ⑤ 該当する場合には、生産工程において使用された原産材料及び非原産材料についての記載
- ⑥ 原産性の基準が「完全に得られるものであること」である場合には、該当する区分（収穫、採掘、漁ろう、生産された場所等）
- ⑦ 原産性の基準が価額方式に基づくものである場合には、産品の価額及び生産において使用された全ての非原産材料または価額の要件の遵守を確保するために適当なときは生産において使用された原産材料の価額
- ⑧ 原産性の基準が重量に基づくものである場合には、産品の重量及び産品に使用された関連する非原産材料または重量の要件の遵守を確保するために適当なときは産品に使用された原産材料の重量
- ⑨ 原産性の基準が関税分類の変更に基づくものである場合には、全ての非原産材料の一覧表であって、当該非原産材料の関税分類番号（原産性の基準に基づく2桁番号、4桁番号または6桁番号の様式によるもの）を含むもの
- ⑩ 第3.10条に規定する変更の禁止に関する規定の遵守に関連する情報

参考資料：EUの経済統計

名目GDP（2018年・推計値）

<EUのGDPは日本の3.8倍>

国・地域	名目GDP	国・地域	名目GDP	国・地域	名目GDP
オーストリア	477.672	ドイツ	4,211.64	ポーランド	614.19
ベルギー	562.229	ギリシャ	226.774	ポルトガル	248.891
ブルガリア	64.781	ハンガリー	163.541	ルーマニア	245.59
クロアチア	61.056	アイルランド	385.142	スロバキア	111.483
キプロス	24.62	イタリア	2,181.97	スロベニア	56.933
チェコ	251.577	ラトビア	35.915	スペイン	1,506.44
デンマーク	369.76	リトアニア	54.352	スウェーデン	600.771
エストニア	30.821	ルクセンブルグ	72.461	英国	2,936.29
フィンランド	289.557	マルタ	14.873	EU全体	19,669.74
フランス	2,925.10	オランダ	945.327	日本	5,167.05
				米国	20,412.87

注：単位は10億ドル

資料：国際通貨基金（IMF）世界経済見通し（WEO）データベース 2018年4月

一人当たり購買力平価GDP（2018年・推計値）

国・地域	一人当たり 購買力平価 GDP	国・地域	一人当たり 購買力平価 GDP	国・地域	一人当たり 購買力平価 GDP
オーストリア	51,936.18	ドイツ	52,801.11	ポーランド	31,430.02
ベルギー	48,258.42	ギリシャ	29,057.70	ポルトガル	31,964.56
ブルガリア	23,154.16	ハンガリー	31,369.97	ルーマニア	26,498.82
クロアチア	25,806.88	アイルランド	79,924.71	スロバキア	35,094.83
キプロス	38,980.08	イタリア	39,499.58	スロベニア	36,566.13
チェコ	37,546.48	ラトビア	29,489.86	スペイン	40,289.69
デンマーク	51,643.43	リトアニア	34,596.31	スウェーデン	53,077.74
エストニア	33,842.13	ルクセンブルグ	110,870.23	英国	45,565.89
フィンランド	46,342.76	マルタ	44,670.44	EU全体	43,074.19
フランス	45,473.95	オランダ	56,435.58	日本	44,426.08

注：単位はドル

注：色付きの国は日本より一人当たり購買力平価GDPが高い

資料：国際通貨基金（IMF）世界経済見通し（WEO）データベース

人口（2017年1月1日時点）

国・地域	人口（人）	国・地域	人口（人）	国・地域	人口（人）
オーストリア	8,772,865	ドイツ	82,521,653	ポーランド	37,972,964
ベルギー	11,351,727	ギリシャ	10,768,193	ポルトガル	10,309,573
ブルガリア	7,101,859	ハンガリー	9,797,561	ルーマニア	19,644,350
クロアチア	4,154,213	アイルランド	4,784,383	スロバキア	5,435,343
キプロス	854,802	イタリア	60,589,445	スロベニア	2,065,895
チェコ	10,578,820	ラトビア	1,950,116	スペイン	46,528,024
デンマーク	5,748,769	リトアニア	2,847,904	スウェーデン	9,995,153
エストニア	1,315,635	ルクセンブルグ	590,667	英国	65,808,573
フィンランド	5,503,297	マルタ	460,297	EU全体*	511,522,671
フランス*	66,989,083	オランダ	17,081,507	日本	126,822,161

注： フランス及びEU全体のデータは推計値

資料： 欧州連合加盟国のデータは欧州連合統計局、日本のデータは総務省統計局。

人口予測

	2020年	2030年	2040年	2050年	2020年から 2050年の増減
オーストリア	9,005,487	9,675,572	10,087,623	10,247,691	1,242,204
ベルギー	11,580,268	12,264,124	12,844,259	13,273,155	1,692,887
ブルガリア	6,954,254	6,408,361	5,933,535	5,564,146	-1,390,108
クロアチア	4,091,559	3,954,893	3,819,863	3,674,791	-416,768
キプロス	869,041	919,997	954,320	984,402	115,361
チェコ	10,652,407	10,691,890	10,552,301	10,478,190	-174,217
デンマーク	5,887,449	6,298,421	6,564,333	6,685,016	797,567
エストニア	1,317,940	1,306,181	1,283,732	1,256,975	-60,965
フィンランド	5,561,792	5,697,608	5,722,378	5,687,527	125,735
フランス	67,818,978	70,525,154	72,915,525	74,376,832	6,557,854
ドイツ	83,751,689	84,613,298	84,133,642	82,686,973	-1,064,716
ギリシャ	10,560,467	9,944,658	9,419,973	8,918,545	-1,641,922
ハンガリー	9,789,630	9,665,170	9,471,313	9,287,196	-502,434
アイルランド	4,852,123	5,146,475	5,396,380	5,693,430	841,307

資料：欧州統計局

※数値は各年の1月1日時点での予測。単位：人

人口予測

	2020年	2030年	2040年	2050年	2020年から 2050年の増減
イタリア	60,718,572	60,350,475	59,982,002	58,968,137	-1,750,435
ラトビア	1,911,668	1,743,960	1,598,786	1,506,055	-405,613
リトアニア	2,749,762	2,410,874	2,128,883	1,957,377	-792,385
ルクセンブルグ	628,950	754,522	860,808	938,416	309,466
マルタ	452,542	488,632	505,921	513,081	60,539
オランダ	17,410,756	18,393,443	19,035,643	19,235,467	1,824,711
ポーランド	37,930,818	37,213,790	35,840,028	34,372,849	-3,557,969
ポルトガル	10,209,628	9,880,173	9,553,608	9,116,350	-1,093,278
ルーマニア	19,259,049	18,023,954	17,069,777	16,331,359	-2,927,690
スロバキア	5,458,718	5,464,199	5,373,043	5,261,609	-197,109
スロベニア	2,075,778	2,080,145	2,066,086	2,045,090	-30,688
スペイン	46,562,044	47,110,106	48,244,792	49,257,477	2,695,433
スウェーデン	10,293,412	11,237,236	11,994,364	12,681,084	2,387,672
英国	67,236,507	71,563,991	75,004,352	77,568,588	10,332,081
EU全体	515,591,288	523,827,302	528,357,270	528,567,808	12,976,520

失業率（2018年5月）

国名	失業率（%）	国名	失業率（%）	国名	失業率（%）
オーストリア	4.6	ドイツ	3.4	ポーランド	3.8
ベルギー	6.0	ギリシャ*	20.1	ポルトガル	7.3
ブルガリア	5.0	ハンガリー**	3.7	ルーマニア	4.6
クロアチア	8.9	アイルランド	5.3	スロバキア	6.8
キプロス	8.4	イタリア	10.7	スロベニア	5.6
チェコ	2.3	ラトビア	7.4	スペイン	15.8
デンマーク	5.2	リトアニア	6.8	スウェーデン	6.2
エストニア**	5.0	ルクセンブルグ	5.2	英国*	4.1
フィンランド	7.9	マルタ	3.9	EU全体	7.0
フランス	9.2	オランダ	3.9	日本	2.2

注： *は3月、**は4月のデータ

資料： 欧州連合加盟国のデータは欧州連合統計局、日本のデータは総務省統計局。

日EU経済連携協定に関する情報源

- 外務省
日EU経済連携協定
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/page6_000042.html
- 経済産業省
EPA/FTA/投資協定
http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/index.html

原産性を判断するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示
http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/gensanchi/roo_guideline.pdf
- 財務省
経済連携協定
https://www.mof.go.jp/customs_tariff/trade/international/epa/index.htm
- 農林水産省
日EU・EPA協定について
http://www.maff.go.jp/j/kokusai/renkei/fta_kanren/f_eu/index.html
- 税関
経済連携協定（FTA/EPA）（関税・税関関係）
http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/fta-epa_index.htm

原産地規則ポータル
<http://www.customs.go.jp/roo/index.htm>
- JETRO（日本貿易振興機構）
日EU経済連携協定（EPA）について
<https://www.jetro.go.jp/world/europe/eu/epa.html>

本資料につきまして、ご意見、ご質問などございましたら下記担当までご連絡ください。

【担当】 鯖江商工会議所 岡山
電話：0778-51-2800